

## 古代地域史研究の課題

——愛知県史編さん委員会編『愛知県史 通史編1 原始・古代』  
からみる——

海老沢 和子

はじめに

令和二年（二〇二〇）三月、『愛知県史』の通史編9、10が刊行され、編纂事業が終了した。全五八巻のうち最初の『資料編6 古代1』は平成十一年（一九九九）三月に出版された。事業は平成四年（一九九二）六月に「愛知県史資料懇談会」が設置され、平成六年度から開始されていたため、結果的に四半世紀にわたる編纂となった（県史編さん事業を総括して『愛知県史研究』第二四号、二〇二〇年）。通史編の現代編が昭和末までを叙述することからみても、平成が始まるまでの愛知県域の連綿と続く歴史を、平成から令和にかけて編纂した事業といえる。

本稿では、通史編一巻目として刊行された『原始・古代』を改めて紹介することで、自治体史が現在の行政区域とは多少異なる古代の地域史を編纂することの意義を問い直すことをしてみたい。原始から編年で時代を降って現県域をみた場合に、この地域の特徴、個性はどこにあるのか。現在の愛知県は近代以降の行政的枠組みである。それ以前の県域は尾張・三河という別の二国であったが、二つの領域が成立した理由はなにか。両地域の差異や個性はどこにあるのか。こうした問いが本書を通じて明らかになったかを紹介していきたいと思う。

筆者は、文献史学の観点で九〜十二世紀の愛知県域を中心とする人びとの生活とその変化を復元することに関心が

ある。当県史では編纂事務の一員として本書の編集事業にも関わっていたため、編集時の様々な苦労なども記憶している。しかし、本稿では一読者として本書を通じた県域の生活現場がどこまで浮き彫りになったかに注目し、古代における地域史の今日的課題と展望について、愛知県を例に考えてみたい。

なお、県史の事業方針等については、塩澤君夫氏「歴史の発展法則を追い求めて」（『愛知県史研究』第一五号、二〇一一年）をはじめ、「特別企画」専門委員長・各部長からのひとこと「県史編さん事業を総括して」（『愛知県史研究』第二四号、二〇二〇年）、稲葉伸道氏「『愛知県史』の編纂について」（『日本歴史』第八三六号、二〇一八年）で紹介されているため、詳細はそちらに譲りたい。また、煩雑さを避けるため、『愛知県史 通史編1 原始・古代』は「本書」、他巻を『通史編2 中世1』等と省略して表記している場合がある。

## 一 『愛知県史 通史編1 原始・古代』の構成と内容

『愛知県史 通史編1 原始・古代』は平成二十八年（二〇一六）三月に刊行された。全頁オールカラー印刷で、およそ時代をおって叙述されている。この巻では、文献史学、考古学、美術史学、歴史地理学等の研究者二五人が執筆した。章立ては以下の通りである。

### 原始・古代の風景

#### 第一章 赤土に刻まれた文化

##### 第一節 旧石器文化の自然環境

##### 第二節 旧石器文化人の足跡

### 第二章 縄文文化の展開

- 第一節 縄文文化と自然環境
- 第二節 縄文人の生活と貝塚
- 第三節 縄文人の祈りと風習
- 第四節 地域交流の展開
- 第三章 農耕と弥生文化
  - 第一節 弥生文化の舞台
  - 第二節 弥生文化の成立と展開
  - 第三節 弥生人の暮らしと祈り
  - 第四節 ムラからクニへ
- 第四章 古墳文化の展開とヤマト王権
  - 第一節 墳丘墓から古墳へ
  - 第二節 古墳の巨大化と尾張氏
  - 第三節 横穴式石室墳の展開
  - 第四節 人びとの生活と交流
- 第五章 政治社会の成立と尾張・三河
  - 第一節 国造制下の尾張・三河
  - 第二節 評制と五十戸制
  - 第三節 壬申の乱と令制国の成立
- 第六章 古代国家の成立と尾張・三河
  - 第一節 尾張・三河の郡と里（郷）

- 第二節 国衙財政と尾張国正税帳
- 第三節 三河湾海部の世界
- 第四節 人びとと災害
- 第七章 変貌する古代社会と尾張・三河
  - 第一節 所領の広がりと地方社会
  - 第二節 国衙行政と民衆
  - 第三節 変貌する尾張・三河
- 第八章 「尾張国解文」と荘園・公領の成立
  - 第一節 「尾張国郡司百姓等解文」とその背景
  - 第二節 「尾張国郡司百姓等解文」が伝えるもの
  - 第三節 国司支配の諸相
- 第九章 中世に向かう尾張・三河
  - 第一節 荘園社会の諸相
  - 第二節 摂関政治から院政の時代
  - 第三節 窯業生産にみる中世への動き
- 第十章 地域社会の生活と文化
  - 第一節 草薙剣とヤマトタケル伝承
  - 第二節 熱田社の展開と神仏習合
  - 第三節 尾張国・三河国と式内社・神戸・大嘗祭
  - 第四節 仏教の導入と普及

## 第五節 摂関期の仏教

## 第六節 院政期の仏教と地域社会

## 第十一章 条里と尾張・三河の条里遺構

## 第一節 律令の土地政策と条里プラン

## 第二節 尾張国・三河国の条里プラン

## 第三節 尾張・三河の条里地割

概観にあたる「原始・古代の風景」から十一章までで構成され叙述される。対象時期はヒトの足跡が確かめられる後期旧石器から治承・寿永の乱（一一八〇年）の前段階までとする。主な内容は以下の通りである。

列島の三万年をさかのぼる遺跡からは、石器や骨器がみつかり道具として使用されていた。約二万七〇〇〇〜一万七〇〇〇年前頃から、列島では石器に東西の地域性がみられるようになる。県域遺跡のナイフ形石器等は、現在の中部・関東地方と似た形態や製作技法がみられる一方で、西日本の影響を受けたものもある（一章二節）。

約一万九〇〇〇年前に始まる海面上昇（縄文海進）は、約六〇〇〇年前の縄文前期前半にピークを迎え、海面は現在より約3m上昇し、現在のJR大垣駅あたりまで海が入り込んでいた。気候は温暖化し、周囲を完全に海に囲まれた日本列島が形成された（二章一節）。貝塚から出土した遺物から食生活や埋葬について明らかにされている（二章二〜四節）。

紀元前七七〇〜前四〇三年頃の県域で出土する土器の特徴として、尾張地域は弥生文化の典型的な土器形式である遠賀川式土器、三河地域は縄文文化の土器形式である条痕文土器が分布し、弥生文化と縄文文化が錯綜する地帯であった（三章一節）。朝日遺跡（清須市・名古屋市西区）では大規模な環濠が巡らされ、侵入者を防ぐ逆茂木もあり、モノの生産や消費、交流ネットワークがある等、当時の生活が明らかにされる（三章三節）。また、尾張平野部

で出土量が多いパレススタイル土器に代表されるように、尾張地域でオリジナルなモノも作られ、他の地域に運ばれ使用されていた(三章四節)。木製品や石製品等も高い技術で製作されたが、これらの工房建物も確認されている。弥生文化の特徴の一つでもある銅鐸は県域でも出土しており、図三—三—二「県内銅鐸の出土地」で示され、銅鐸の役割が叙述される。

四章一節の表四—一—「美濃・尾張・三河の古墳編年表」には、前方後円墳が四〜七世紀にかけて美濃・尾張から三河地域に伝わる様子が示されている。古墳中期に、県内遺跡で大毛池田層とよばれる洪水性の堆積層がみられ、古墳造営も一斉に途絶える。その後、大陸からの新しい文化がみられるようになる。東山窯では四〇〇年前後から須恵器生産が始まり、「尾張型須恵器」とも呼称される独特のデザインが生み出された。なかでも代表的なものに「鳥鈕蓋付」壺がある(四章二節)。

豊橋市の馬越長火塚古墳と牟呂王塚古墳は、六世紀後葉の築造で県内最後の前方後円墳である。墳丘の規模、横穴式石室の規模、副葬品の内容等この時期のこの地域では群を抜く内容であり、穂の国造の墓と考えられている(四章三節)。

「県」は三世紀後半から五世紀にかけて存在した行政組織で、「屯倉」もヤマト王権の直轄地とされているが、東限は尾張であり、三河以東には見出されない(五章一節)。

六世紀半ば以降の県域には、ヤマト王権から任命された尾張・参河・穂の三国造が置かれた(五章一節)。七世紀、律令制の導入に伴い尾張国、三河国の二国になり、以後この地域をあらわす国名および地域名称としての「尾張」と「三河」が始まる(五章二節)。

諸国で、毎年の正税の収支決算を中央に報告していた正税帳が、全国で二十数通現存しており、「尾張国正税帳」は天平二年と天平六年の二年分が残っている(六章二節)。特徴的なことの一つとして尾張国山田郡の口分田の一部は志摩国百姓に班給されていた。天平二年正税帳には実際に「尾張国が代理徴税し一旦尾張国の収入に計上した上

で、改めて志摩国に送付されていた」ことが記載されている（六章二節、三八二頁）。「土器製塩法」で作られた塩は、三河湾沿岸には弥生時代後期から古墳時代前期にもたらされた（四章四節、二三五頁）。平城宮木簡には知多半島や三河国からの貢進物として塩がみられる（六章二節）。また、荷札木簡によつて三河湾三島（篠島・佐久島・日間賀島）から贄として「鯛」や「佐米楚割」が貢進されていたことが判明している。朝日遺跡（清須市・名古屋市區）の貝塚からもサメ類の骨が出土しており、弥生時代から食していた（三章三節）サメが、八世紀に贄として都に運ばれていた。海部が供奉した「贄木簡」は三河湾からのものに限られており、平城宮の長屋王家跡の皇后宮職が置かれた場所に貢進されていた（四一二～四一四頁）。

六章四節では、県域でおきた災害について叙述される。国史が編纂された八世紀から十世紀は、災害が記録されている。加えて、近年は発掘成果による災害の具体的な被害状況も明らかにされつつある。

延長五年（九二七）に醍醐天皇に撰進された『延喜式』によると、尾張・三河両国は、伊勢神宮・齋宮の財政をも支えていた。主に、神酒の貢進が命ぜられており、神宮の神封（封戸）や御厨・御園が設定されていた（七章二節）。

八章で叙述される「尾張国郡司百姓等解文」（以下「解文」と記す）は、尾張の郡司と百姓らが国司の裁定を求めて朝廷に提出された申請文書である。「解文」が作成された十世紀は約四〇〇年におよぶ平安時代において社会経済上の変革が進められた時期であり、百姓愁訴の時代といわれるほど国司への告発が諸国で多発したが、この時期の告発状の全文が伝えられているのは尾張国の事例のみである。そのため、「解文」は尾張国の国衙支配の特徴を示すとともに、都（中央）に対する地方社会および国衙の在庁官人の一端を窺うことができる顕著な事例とも捉えられる。本書では「解文」を通じて国衙で実務を担う官人の姿が明らかにされる。また「解文」を中心として、それ以前までの律令体制下での尾張・三河の社会生活、それ以後の荘園等をめぐる中世社会へ向かう時代の変化を描くことに重点が置かれている。

八章二節の「解文」の条文解説では、室町時代以前の古写本である早稲田大学図書館蔵本（弘安四年〔一一二八〕一）

写」と、これを補うかたちで東京大学史料編纂所蔵本（応長元年〔一三二一〕写）の各条文の事書きがカラー図版で掲載され、内容と写本の系統について解説される。

「解文」と同時期の尾張国司に、大江匡衡や藤原中清がいる。藤原中清は、尾張国の郡司・百姓から愁訴されたために報告を求められたが、その最中にも宮廷で五節舞姫の奉仕に専心していることが『紫式部日記』に書き留められている（八章三節）。

南北朝初期に成立した「良峰氏系図」は、十世紀以降の尾張国丹羽郡司一族が摂関家に私領を寄進することで、小弓荘や上東門院勅旨田を成立させるとともに丹羽郡司の地位を保証されたことを伝える（九章一節）。この時期、熱田社の大宮司職は尾張氏から藤原氏へ継承された。尾張氏は六世紀以来の尾張地域での勢力権を失ったことになる。また、九章二節では安食荘の坪付文書「醍醐寺領安食荘 康治二年検注帳案」についても解説されている。当文書は写しであるが、原本末尾には「証判」の箇所が署名が付されていたと考えられる。「四度使」を名乗る春部郡司は、丹羽郡の郡司一族橘氏（良峰氏）と推測されるほか、譜第の氏族尾張宿祢三人が在庁官人の上位者として名を連ねている。当文書が原本であれば、署名から「良峰氏系図」の真偽や尾張国の氏族の勢力分布について具体的に知る手掛りになる可能性もある。

十章一節ではヤマトタケルの形見として熱田社に安置されたという草薙剣が、様々な伝承を伴いつつ伝来されたことが叙述される。また、熱田社では八世紀後半以降は神仏習合の影響から神宮寺が建立されていた。地方の仏教導入は、中央の大寺院との関係、地方の仏教推進主体である氏族の出自や政治的画期に強く表れている（十章四節）。七世紀後半以来、郡司クラスの豪族出身僧は中央の大寺院や僧綱の高い地位に就いていた。しかし、十世紀末にはその例がみられなくなる。十二世紀半ばの泉域では、仏像造立など仏教を通じた地域の結束がみられる。

十一章では大宝元年（七〇一）完成の大宝律令の下で行われた土地制度と密接に関わる条里について、泉域での実際の変遷が解説されている。八世紀の条里から近代までの土地制度の変遷が図一―一―二「小字地名の成立過程」



でも示されている。

条里プランとは、一町方格の土地区画と、それを里に編成して里の名称と里内の一町方格に番号を付けた「条里呼称」からなる土地管理の方法である（七九三頁）。泉域の条里研究の基礎として、尾張は水野時二氏、三河は歌川学氏の成果がある。その成果と「田図」などの史料の作成された時期や、条里プランの変更に考慮して、尾張・三河の条里の特色が十一章三節では、以下のように明らかにされている。

尾張・三河の条里の計画的な土地開発を表す条里プランの特色として、尾張は八世紀の小規模な「小条里地割区」を基礎としながら、十二世紀以降の荘園の条里プランも組み合わせた条里地割が展開されている。三河は、国府に近い豊川を中心に東海道の官道に従って条里プランが展開したことが想定される。宝飯郡の条里地割群は相対的に規模が大きい状況であったが、それは国府に近い三河の政治の中心だったこともある。これらの条里地割群の方格の方位N三八度W程度が、東海道の官道と合致する可能性がある。この方位が東海道に従った条里プランの展開だとすれば、東山道の近江国、西海道の讃岐国のような東西南北でない方位の条里プランの基準と類似することになる。三河は、尾張とは違い様々な土地条件のなかで、小規模な谷底平野や山麓における小河川の谷口の平野などに条里地割群の断片が分布した。

本書はこの泉域の形成を編年で叙述することで、身近な歴史を紐解くことができる構成となっている。列島が現在の環境となる以前からの叙述をとることで、自然環境の変化とそこに住む人びとの生活環境の変遷をたどることができる。

とりわけ土器生産に始まる窯業は、全章を通じて、製塩土器、須恵器、陶器、瓦などの窯跡あるいは流通について変遷をたどることができる。泉域の窯業は、のちに「瀬戸物」と称され、現在でも瀬戸焼、常滑焼で知られるが、オリジナルを生み出す素地はすでに弥生時代にあった。七世紀以降の律令制下にも都から新たな技術を取り入れながら製作、生産され続けた。工人集団は、尾北、猿投、知多、渥美などで流通ルートを確保しながら生産地を移動しつつ

活動を続けている。彼らの生活実態はまだまだ不明な点が多いものの、土と水と森林といった環境が窯業の基盤としてあったことを知ることができる。

## 二 『愛知県史 通史編Ⅰ 原始・古代』の成果と課題

本書では、古代社会を形成する事象が段階的に展開されてきたことを読み解ける。文献史料が残っていない段階では考古遺物から地域の特性を想定することになるが、以下のような文化の流れがある。部分的に如上と重複もあるがあえて挙げている。

後期旧石器時代の泉域は、ナイフ形石器の新旧関係が把握しやすい文化層に位置している。図一―二―四「日本列島の旧石器文化圏の変遷」で示されるが、この地域に変化が起こるのは、ナイフ形石器文化Ⅱ段階である。この時期に石刃技法の変化がみられ、現在の列島の「東北日本では、石刃技法による縦長剥片（石刃）を素材とした細身で長い杉久保型ナイフ形石器が、関東・中部では縦長剥片を素材とした寸詰まりでずんぐりした茂呂型ナイフ形石器」「西南日本では、瀬戸内技法による横長剥片を素材とした、特徴的な国府型ナイフ形石器」が認められるようになる（三〇頁）。この地域は「縦長剥片を主体とする東北日本の文化圏に属するものの、その西端」であった（三一頁）。

その後、縄文時代においては、「前期の土器は、大別すると近畿地方の北白川下層式と関東地方の諸磯式の土器があるが、尾張地域から西三河地域では北白川下層式が多いのに対し、奥三河地域ではやや諸磯式が多くなる傾向」（六四頁）があるとき、現在の尾張・西三河は近畿地方、奥三河では関東地方の文化圏に属するとみられる。祭祀石器の分布地は「中心である飛騨地域から遠い東三河地域に多くみられ」、「三角形の濃飛型と逆三角形の北陸型に大別されるが、県内のもは濃飛型が多く」（六八頁）、北からの文化の流れもあった。

縄文時代晩期・弥生時代前半期の大地遺跡（岩倉市）からは「縄文土器に特徴的な器の口に数か所の突起を持つと

同時に、頸が細く口が大きく開く弥生土器の特徴」も持つ、「生まれは縄文、育ちは弥生」のような土器が出土している（八四頁）。この土器は、「中期初め頃に東からの伝統的な縄文文化と西からの新来の弥生文化との接触地帯に生まれ、尾張から飛騨、北陸地方にかけて流行した特異な土器」であった（八四頁）。また、弥生時代後期から終末期には尾張地域のパレススタイル土器に代表されるように、オリジナルな土器も作られ、他の地域にも運ばれ使用されていた（三章三・四節）。

古墳中期以降、大陸からの新しい文化がみられるようになる。四〇〇年前後の東山窯では須恵器生産が始まり、「尾張型須恵器」とも呼ばれる独特のデザインが生み出された。代表的な「鳥鈕蓋付」壺は鳥をモチーフとしており、この地域の特徴的な須恵器である（四章二節）。

豊橋市の馬越長火塚古墳と牟呂王塚古墳は六世紀後葉の築造で県内最後の前方後円墳である。墳丘の規模、横穴式石室の規模、副葬品など、この時期のこの地域では群を抜くため穂の国造の墓と考えられている（四章三節）。

このように四章までの考古遺跡・遺物からは、現在の列島の東西および北陸からの文化の流れがあり、この県域は旧石器から縄文時代にかけては東方の文化の影響が強いように思われる。しかし、次第に西からの文化の流れが多くなり、東西からの文化が伝播するようになる。特に、尾張は東西文化が錯綜する「接触地帯」（八四頁）であり、土器に代表されるオリジナルなデザインを生み出す地域を形成している。五章以降では、文献史料から次のような特色を見出すことができる。

五章一節で「県」は、「三世紀後半から五世紀にかけて存在した行政組織」であり、ヤマト王権の拡大過程で「五世紀から七世紀にかけて解体され」国造制へとつながる（二四九頁）。「県」は、ヤマト王権の直轄地とされているが、三河以東には見出されず、「県について考えるうえででの問題点」である（二五〇頁）。「屯倉」については、表五一一「『日本書紀』安閑天皇2年5月9日条にみる屯倉の設置」に、尾張は「間敷」「入鹿」の両屯倉が示される。入鹿屯倉は、現在の入鹿池（犬山市）の地および大縣神社の周辺と想定される。間敷屯倉は尾張国造「平止与命

の妻となった真敷刀俣」や、後の安食荘にも通ずる「安食」との関係が指摘されるが明確にはされていない(二五四頁)。「和名類聚抄」には中島郡と海部郡に三宅郷がある。三宅郷は三宅の遺称とすると三宅連が主政・主帳を務めていたのは春部郡と愛知郡であった。平城宮木簡には「知多郡御宅里」があり、入鹿は丹羽郡で、仮に間敷「安食」とすると、尾張八郡のうち六郡に屯倉が置かれていたことになる。三河以東に屯倉がないことについては、「単に尾張と三河との対比において考えるべきことではなく、ヤマト王権の地域支配の全体像との関連で捉えなければならぬ事象」であろうが、「この対比は際立」っている(二五五～二五六頁)。また、六世紀半ば以降の泉域には、ヤマト王権から任命された尾張・参河・穂の三国造がいた(五章一節)。尾張は天明天火明命の十世孫にあたる小止与命で、後の尾張氏につながる。参河国造の初任者は、物部連の祖である出雲色大臣命(「出雲醜大臣命」)の五世孫にあたる知波夜命であった。穂の初任者は、生江臣の祖である葛城襲津彦命の四世孫にあたる菟上足尼である。

泉域にはヤマトタケル伝承が残っており、ヤマトタケルは「複数の英雄的な人物像を重ね合わせ」て、ヤマトタケルに仮託されている(六九五頁)。十章一節ではヤマトタケルの通った行程が図一〇―一三「ヤマトタケル伝承の蝦夷征討経路図」として示されている。ヤマトタケルは十二代景行天皇の頃の伝承で、尾張と三河に国造が任命されたのは次の十三代成務天皇の時代、穂は五世紀後半の二十一代雄略天皇の時代(六九五頁)で、六章と十章の年代比定に矛盾が生じているが、穂は尾張・三河の国造より一世紀ほど後になると思われる。参河に穂の国造が入ることができた理由は明らかにされていない。『古事記』天孫本紀によると、参河は穂と婚姻関係結び「三川国造が、穂国造を従属的地位に置いた」とされている(二六六頁)。このように「県」「屯倉」の設置の有無で、すでに尾張・三河の差異が生じており、国造の任命でそこに穂が途中で加わるが、三河に吸収される。これが後世にまで影響をおよぼしていると考えられる。

本書には、表五―一―二「国造本紀」にみえる国造、表五―二―二「7～9世紀の愛知県の住人たち」、表五―二―三「尾張・三河の部姓」、表六―一―二「尾張・三河の郡別氏族分布(9世紀までの史料に基づく)」が掲載され

ており、国造制から評制、国郡制への変化と併せて氏族の分布を考える手掛りになる。穂と素賀を除く周辺の「参河・遠淡海・珠流河の国造」は物部氏でいずれも成務天皇の頃とされ（二六三頁）、東海地域の広範囲に物部氏が存在した。物部氏は平城宮木簡にも碧海・額田・賀茂各郡、西隆寺木簡には幡豆郡、正倉院文書には額田郡にみられる。三河の真福寺（岡崎市）は物部守屋の子、真福が創建した寺院である。当寺院には飛鳥時代後期から奈良時代にかけての塑像の如来および菩薩の頭部が現存する（十章四節）。八世紀にさかのぼる真福寺東谷遺跡（岡崎市）は、物部真福と直接関わるかは不明であるが、八世紀後半には、すでに瓦塔も廃絶していた（十章五節）。九世紀前半の明法家の興原（物部）敏久は三河国出身で、大同三年に「外従五位下」を与えられている（資6 四五二）。優秀であった彼は早くから都に行っていたようである。三河は、尾張の尾張氏のような際立った氏族はおらず「参河国造の後裔氏族の動向」は明らかにない（三四三頁）。

地域間の交流としては、尾張は美濃と、三河は遠江や信濃との関係の強さを指摘されることがある。古代の場合、当時の海岸線を考慮する必要があると考えている。縄文海進について、二章一節で叙述され、当時の海岸線は図二―一―二「伊勢湾地域の縄文海進」に示されている（四一頁）。海進から徐々に海退し、後世の護岸工事もあり現在の海岸線に至るが、古代の県域においては海進の影響も念頭におき、海を介したつながりを考慮するべきではないだろうか。

例えば、『尾張国熱田太神宮縁起』に記され熱田社の神官ともつながる尾張氏の出自は、縁起のみでは不明な点も多い。古墳の被葬者、国造制・部民制との関連も含めて、いまだ確定的な解釈があるとは言えず、見解が分かれている（五章一節）。本書では次のような視点を教えてくれる。

六世紀初頭に作られた東海地方最大規模の断夫山古墳や、志段味古墳群のうち六世紀中葉の小幡茶白山古墳は尾張氏に関わる古墳と考えられている（四章二・三節）。なかでも熱田社に近い断夫山古墳は、熱田台地の伊勢の海に面した湊の地に造営されており、尾張連草香の墓ともいわれている（図四―二―六、図一〇―三―一二）。一方、西尾

市正法寺古墳は、県内における最大規模の古墳の中で築造時期が古い五世紀前半とされている。しかしこの古墳は、それまでの矢作川流域の伝統的な古墳文化とは異なり、突如出現したもので、参河国造にはつながらない(四章二節)。正法寺古墳は三河湾に面して作られた古墳であるが、鳥状遺構が存在するなど三重県松阪市の宝塚一号墳との類似が指摘される。正法寺古墳の南、宮崎に鎮座する幡豆神社は建稲種命を祭神としている。知多半島先端の羽豆岬にも羽豆神社があり、建稲種命を祀っている(六章三節)。三河湾に面する二つの「はず」神社の祭神、建稲種命は『古事記』には尾張連の祖、伊那陀祢とみえ、ヤマトタケル伝説のミヤズヒメの兄とされている。『尾張国熱田太神宮縁記』によると、遅くとも平安時代にはミヤズヒメは氷上姉子社で海部氏(尾張氏別姓)によって祀られており、熱田社では尾張氏が劍神いわゆる草薙剣と尾張氏の建稲種命を祀っていた(十章一節)。熱田社も伊勢湾に面した神社であり、海を介して三河湾の二つの「はず」神社とのつながりを見出すことができる。

大宝二年(七〇二)の持統太上天皇の三河国行幸では、三河国に行宮を造らせて神々を鎮め祭り事前準備がされている。滞在中の行動は全く不明であるが、帰路に尾張、美濃、伊勢、伊賀での行程は記されていることからみて(五章三節)、行路の三河へは海の道を使用したことも想定される。尾張・三河の沿岸部では、「承平・天慶の乱」前後から伊勢神宮の御厨・御園が設置されるようになる(七章三節)。長元元年(一〇二八)には、三河国下女等二六人が平維衡の郎等、押領使公侯延高と伊藤掾に伊勢国に連れ去られる事件が起きている。連れ去られた三河国下女等は、伊勢神宮の御厨・御園との頻繁な往来を通じて、実際の伊勢国に対する距離を考慮せず、平維衡の郎等らを信用してついて行き事件に巻き込まれたのかもしれない。事件は海路を利用したものとして推定されている(九章二節)。

伊勢と尾張をつなぐ道は、東海道の榎撫駅と馬津駅の間が「水駅」であった。この間は船を利用することが常であったため、弘仁二年(八一三)に伝馬が廃止されている(七章三節、資6 四九四)。後年の東海道は、『更級日記』『春日御流記』『海道記』に、熱田社から鳴海間は鳴海浦の干潟が海道沿いの名勝となっており、鳴海浦の様子を窺うこともできる(『通史編2 中世1』五章一節)。

このように、古墳や式内社の位置関係からみても海岸線は陸側にあつたとみられ、七世紀以降、東海道など道が整備されても船での移動が頻繁に行われていた。

本書は、考古学と文献史学等の成果を一冊に編成されており、約三万年前から平安末期までと長期間にわたる領域の変遷をたどることができる。おおよそ章ごとに時代の概観を捉えることができるが、四・五章はともに三世紀以降の領域について叙述されている。四章は考古学の観点から古墳文化を、五章では文献史学の観点からヤマト王権下での記述になる。両章は分野ごとに視点を変えることで古墳文化の変遷や「県」「屯倉」の有無のように、尾張地域・三河地域の差異を際立たせている。これは本書の成果であるとともに、考古学と文献史学の一致点をさらにみつける課題をも残している。

### 三 地域史研究の展望

本書では、中世へ向かう領域の人びとの生活実態を捉えることは難解である。そこで、ここでは領域の人びとの生活実態を知る手掛りを挙げていく。

まず、古代の尾張と美濃の国境とされる河川流路に注目する。

古代の尾張の北側と西側は、美濃との国境が当時の木曾川と長良川であり、河道の変遷とともに国域が変化していた。国境周辺の歴史は、現在の領域とは違うため捉えづらい面がある。

貞観八年（八六六）に起きた広野河事件では、国境の河道変化が美濃国との武力衝突に発展した。広野河を旧の流に戻そうとした尾張国の工事に対して、美濃国各務郡司と厚見郡司とが兵衆歩騎七〇〇人以上を率いて来襲し、尾張国側の軍人や人夫を殺傷し工事を妨害した（七章一節、資6 六九八・七〇五・七〇七・七〇八）。この時の尾張の人夫や開削工事の具体的な状況は記されておらず推定にとどまる。現江南市の琴聲山音楽寺は、元暦元年（一一八



四)の創建だが、それ以前には大乘院があった。当地にあった大乘院は平安時代の早い時期に廃絶していたが、「濃国」と読める瓦も出土しており、村国男依所縁の寺院と伝えられている<sup>23)</sup>。村国男依は美濃国各務郡の豪族であり、村国氏の本拠地と現音楽寺は、現在、木曾川を挟んだ位置関係になる。大乘院は壬申の乱の功績により村国氏の管轄下に置かれた寺院か、それ以前からのものかは不明である。国造制から評制、国郡制へ段階を経るが、評制の施行後も、天武天皇の時代に至るまで「国造制は廃止されず、一定の役割分担のもとに、両者が併存していた」と考えられ(二四九頁)、この矛盾が九世紀まで解消されていなかったのではないだろうか。広野河事件の際に尾張国は、河川が国境であることを主張しているが、壬申の乱で功績のあった氏族の利権が絡んでおり、朝廷が介入できなかった地帯であったことを表している事象ともいえる。それが国境河川の整備を遅らせる要因になっていたと捉えられる。

十二世紀になると、康治元年(一一四二)十月、尾張河対岸の美濃国の「東大寺御領茜部御庄住人等」が申文を進上し、荘域を旧の如く戻してもらえないなら年貢は納められないと訴えている(資7 八五八)。訴えのなかでは、茜部荘立荘後、数百年で尾張河が徐々に荘域の土地を浸食し、新河道と旧河道の中洲には桑が茂り「河成国領」として尾張国が管理していたために、茜部荘住人は立ち入ることができない旨も伝えている。この時の対岸の尾張国と尾張の「河成国領」は現在岐阜県岐阜市および笠松町に相当する。

中世になると、丹羽郡の北側は木曾川、西側は青木川や三宅川の旧河道あたりであったと推定されている。葉栗郡の北側から西側を木曾川の旧河道で美濃国と、南側・東側を中島郡と丹羽郡に接していた。南側と東側は北東部から南西部にかけて乱流する木曾川の旧河道を境にしている。そのため、天正十四年(一五八六)の大洪水後、近世にはその約半分が美濃に編入された(『通史編2 中世1』一章一節)。古代から中世にかけても河道変化は進行している。古代の尾張国丹羽郡・葉栗郡・中島郡・海部郡と美濃国との境を明らかにすることは、文献史料だけでは限界があるため、考古学や歴史地理学からの研究成果と併せて行わなければ進展は望めない。行政的枠組みから見ると、隣県との連携も必要になる。



次に県域の人びとが朝廷に対してどのような思考を持っていたかに注目し、社会構造の変化について考えてみたい。

三河では、九世紀に都の院宮王臣家・諸司とのつながりを持つ富豪層が、全国でもいち早く公田の開発・再開発を行っている(資6 五七六)。また、尾張の良峰氏は御堂関白家とつながりを持つことで私領を寄進し、小弓荘、上東門院勅旨田と号し、郡司一族として南北朝期に至るまで継承し続けた(九章一節)。

その一方で、朝廷や権力者とのつながりとは別の道を模索し続けた人びとがいる。

十世紀の「承平・天慶の乱」前後は、諸国で国司・国衙への襲撃事件が相次いだ(七章三節)。しかし乱後、「百姓愁訴」と呼ばれる国司の告発が地方の人びとによって行われるようになる。諸国の人びとは国司の非法を訴え、時には都の公門で訴えた(表八一―一)。

「解文」の条文にみられる「田堵百姓」とは上層農民層、あるいは地方豪族として幾世代にわたり地位を継承してきた「譜第」と呼ばれる郡司であった(五二八〜五二九頁)。彼らは国司が支配権をもつ公田(国衙領)では、耕作・経営を請負っていた。「解文」には、第二条の「田堵百姓で嘆き苦しまない者はいない」、第十六条に「人々が土地を捨て流浪するのは、とりわけ厳しい税の取り立てのためである」「元命の行いは、官吏としてふさわしくない」、「自らの深い欲のために、結局百姓が生活できなくなる」(第七条)と訴えている(五五〇頁)。「解文」より少し前の時期を描いていると思われる『三宝絵詞』(永観二年(九八四)成立)には、尾張の在庁官人の書生が、「此国ノツカサマツリコト<sup>まが</sup>扨レル」を見て、本国を捨てて出家し「寿広」と名乗り山階寺(興福寺)の涅槃会を興したという説話がある(資6 一〇三九)。一方、『地藏菩薩靈驗記』(十一世紀以降成立)には、藤原元命を守護するものが悪行を悔い改め、地藏信仰に目覚め鳴海に住むという説話がある(資7 一)。十章五節では、十世紀以降、豪族出身僧が中央の大寺院や僧綱の高い地位に就く道閉ざされた、とされている。先に挙げた仏教説話には、尾張を捨てた興福寺僧と、国司の「守護」を辞し尾張で仏教に帰依した僧として、中央と地方へと対照的な動きをみせる様子が描かれ

ている。両者は説話であり、成立時期にも隔たりがあるものの、「解文」以前の尾張の在庁官人からみた国衙行政の腐敗が、後の「解文」作成への伏線のようにも捉えられる。

実際の藤原元命自身は特に罪に問われることもなく、国守を交替されるにとどまる。そのため、尾張国ではその後も郡司・百姓らが朝廷に愁訴を続けている。しかし、朝廷が行った対応は、学者である大江匡衡を国守にすることくらいであった。

尾張に赴任した匡衡に同行した赤染衛門は（八章三節、『赤染衛門集』一八〇番の歌と詞書で）、尾張の国人が「はらたつこと」があり、彼ら農民が農作業を拒否した行動に出た際に、真清田神に祈ったところ、農民が耕作を再開したと記している。尾張の国人（田堵百姓）が腹を立てた理由は不明であるが、「解文」でみた「百姓との紛争が、依然として」続いていた（五七二頁）。匡衡は息男拳周の任官を望む祭文に「近頃、東から西から多くの人びとが（熱田社）へやって来ると聞きますが、これは熱田神の恵みが深いためでしょう」（六三四～六三五頁）と記しており、祭文からは国司が耕作従事者を求めている意識も窺われる。田堵百姓は厳しい税の取り立てのため土地を捨て、あるいは、田堵百姓のもとで耕作従事していた者は、待遇の良し悪しにより別の田堵百姓のもとへと去っていく。百姓愁訴の多い国では徴税の減少、土地の荒廃をもたらす。しかし、国守が替っても愁訴が続くということは、政策に何も変化がなかった、改善されなかったのだろう。

治安元年（一〇二一）には、檢非違使が都で武力事件を起こす伊勢の平致経を捕えるため尾張国まで出動する。檢非違使は致経らの尾張での在所を捜しあてて焼き払ったが、そこは以前、郡庁があった場所で郡庁を解体して致経の宅にしていたという（六一五～六一六頁、資7 一四九）。尾張では十一世紀初頭にかつて存在した郡庁はなくなり、生活風景が変化した様子を示している。

その十数年後、長暦三年（一〇三九）、三河国守源経相が在任中に死去した。源経相は「京蔵」にあまり財産を集めず、徴収物は三河国に置いたままで運上させていなかった。死の直後、経相の妻は関白藤原頼通の使を現地に派遣

して、「国の人々には有無を言わせず、夫がため込んだ徴集物を差し押さえようと」した(六一九頁)。三河国の長山荘は「かつて国司源経相自ら認可手続きをとった家領」である(六二〇頁)。長山荘を請作・経営していたのは田堵百姓であった。荘内には検田の対象にはなっていない神明供田も存在したため、国内は騒動となり万人は互いに敵を見るが如く疑心暗鬼になり、いつ武力衝突が起ころうとも不思議ではない状態になったという(資7 二六五)。ここには、「それぞれの所領を管理する現地有力者層、死闘さえ辞さない兵集団、開発を進めて自立過程にある生産者住民」(六一八頁)の姿を垣間見ることができるといえる。

十二世紀半ば、幡豆羽利宮(幡豆神社)において三河守藤原頼長が神拝を行った折、伴助平は宮司を辞退し、梓弓を外して抵抗した(九章二節)。また頼長が国守就任中には、「大般若経」書写事業において六〇〇巻のうち三帙を瀧山寺に割り当てたところ、「国司の下知に随うべからず」として瀧山寺が抵抗し、寺に集結した衆徒ら数百余騎と、国司の武士団が対峙し一触即発になった(六三七頁)。頼長は国衙軍勢を動員して瀧山寺襲撃を図ったものの、衆徒等が寺を城郭にする動きを見て攻撃を取りやめている。

藤原頼長の三河守在任期間は、保延二年(一一三六)〜久安元年(一一四五)と、久安五年(一一四九)〜久寿二年(一一五五)である(九章二節)。彼は、五歳で従五位下を叙爵し、三河守になったのは一九歳の時であった。それまでに紀伊、越中の国司を歴任していたので、一歳くらいから国司を勤めていたことになる。

少年の受領任命については、『中右記』大治四年(一一二九)七月十五日条裏書に、白河法皇の時に初めて行われた事とされているが、実際は、十一世紀には行われていた。藤原頼通の子である橘俊綱は長久二年(一一〇四)、一五歳で尾張守になっている(『宇治拾遺物語』卷三、伏見修理大夫俊綱事)。また、春宮大夫藤原頼宗の子基貞は、長元八年(一一三五)頃、一六歳で但馬守に補任された(『栄花物語』卷三十二)。年端もいかなない一〇歳そこそこの少年を親の身分だけで受領に任じ、国が治められたとは考えられないことから、制度が形骸化していたことは明らかだと指摘されている<sup>(4)</sup>。実際に元服後であったとしても、それまでの受領と違い十代で国を治められたのか疑わしい。ま

た、白河法皇の頃には、『中右記』天仁元年(一一〇八)正月二十四日条によると、熟国の受領は十五か国中、七人が院近臣で占めていた。このような恣意的な人事は十二世紀に入ると恒常的に行われるようになり、受領制は解体していたといわれている<sup>(5)</sup>。現県域では、十世紀から愁訴は続き、十一世紀に郡庁が無くなる郡もあり、加えて国守急死に際しては国内騒動となっており、十二世紀以前から国衙機能は瓦解していた。都の貴族が白河法皇の頃になり、ようやく国政の崩壊を認識したとみるのが真実ではないだろうか。

同じ十二世紀半ば、地元住民による仏像造立をはじめとする仏教を通じた地域の結束がおこる。平治元年(一一五九)の平勝寺(豊田市)の観音菩薩坐像、平治二年(一一六〇)紇哩岡院(普門寺〔豊橋市])の梵鐘、嘉応三年(一二七二)の林光寺(新城市)薬師如来像が地元の住民により造立されている(九章二節、十章六節)。国守に対する武力抵抗と地域の絆を強める結束は、朝廷に対する不信感として地域住民の自立を促した行動であると考えられる。国守による大規模な写経や経塚埋納の事業などが、地元住民同志を結びつける素地となっていたことは想定される。尾張・三河での仏教を通じた地域の結束は、同時期の畿内や近江などでもみられた<sup>(6)</sup>。このような動きは、十世紀末以降、地方の有力豪族出身僧が中央大寺院で活躍できなくなったことと連動している。中央で活躍できない学識者が地元で住民同志の結束を働きかける役割を担ったと考えられる。朝廷の地方支配に対する矛盾、地方社会の朝廷への信頼関係は、十世紀の「解文」以降も解消することはなかった。十世紀から十二世紀の鎌倉幕府成立までを王朝国家体制と呼称することもあるが、尾張・三河においては、十二世紀以前から権力とつながりを持たない、持とうとしない人びとは、相容れない朝廷の政策に対して明確に拒否する姿勢をみせている。彼らはどのような生活を維持するために、朝廷に対する抗議行動をとっていたのか。

これは中世前期の「むら」の定義にも関連する。木村茂光氏は、「村」||中世後期の「惣村」、「ムラ」||大山喬平氏が提唱する「生活のユニット」、「むら」||荘園制に隠れた中世前期の村落、と分けて考察されている。中世前期の荘園において、在地住民の意思を反映する政治的共同組織としての「住人等」は存在したが、そのもとで生活・生産

を維持する組織として存在した「むら」は、まだ史料的に現出せず、「史料的に現れにくい」存在であった。平安後期の「住人等」は、荘園を領域とした政治的共同組織と捉え、その内部に複数の生活と生産を維持するための「むら」が存在した。領域型荘園の形成期にあった当該期に、地域の政治主体は「住人等」「百姓等」と表現される組織であり、そのもとにあった「むら」は政治主体として現出していない、とされている。<sup>7)</sup>

県域における領域型荘園（一円型支配）への端緒ともいえる動きは、天養元年（一一四四）の皇后宮職領を春日部東部篠木郷に一円荘園として立券した篠木荘であった（十章一節、資7・八七二・八七三）。県域の集落遺跡は、存続期間に差があるものの、十世紀が一つの基準となると考えられる。中世集落は十一世紀はほとんどなく、十二世紀後期に出現する（『資料編4 考古4』、『通史編2 中世1』五章二節）。こうしたことから、県域の人びとの生活様式が変化した時期は、十一世紀から十二世紀前半とみていいのではないだろうか。今後は、尾張・三河の上層農民の動向を通じて、十一世紀から十二世紀前半までの生活様式を変化させた具体的な事例を明らかにすることが求められよう。

## むすび

本稿では、古代の地域史研究の課題について愛知県域を例に考察した。『愛知県史 通史編1 原始・古代』を紹介するとともに、「尾張」「三河」という地域的な差異が生じたのはいつかということ、今後の課題・展望として県の社会構造の変化を中心に言及した。尾張・三河の地域差は、かなり早い段階からあり、文化が伝播することにより形成されてきた。県域では、他地域と交流することで、新たな文化も生み出されている。神話・伝承をはじめとする地域史はロマンであり、必ずしも歴史学的に解明されなくてもいいという意見もあるかもしれない。しかし、自分の住む、あるいは関わっている地域のルーツについて歴史学を通じて解明することは、日常生活に深みをつくる一つ

の指標になる。このような深淵のなかから新たな文化は形成されていくのではないだろうか。そのために、本書では明らかにされていない事象について、今後とも探究することは必要であると考えている。

注

- (1) 『愛知県史 資料編6 古代1』史料番号四五二。以下、『愛知県史 資料編7 古代2』も同様に表記する。
- (2) 『江南市史 資料1 宗教編』江南市、一九七五年。『江南市史 本文編』江南市、二〇〇一年。
- (3) 拙稿「平安前期の三河国における富豪層」(『愛知県立大学大学院 国際文化研究科論集(日本文化編)』第一九号、二〇一八年)。
- (4) 寺内浩「受領考課制度の変容」『受領考課制度の解体』(ともに『受領制の研究』塙書房、二〇〇四年。初出一九九七年)。
- (5) 寺内浩「受領考課制度の変容」『受領考課制度の解体』(前掲注(4))。
- (6) 河音能平「丹波国田能荘の百姓とその「縁共」について——中世前期村落における小百姓の存在形態——」(『河音能平著作集第 四巻 中世畿内の村落と都市』文理閣、二〇一二年。初出一九七四・七五年)。
- (7) 木村茂光「「村」・「ムラ」はあれど「むら」はなし」(『歴史評論』八四五号、二〇二〇年)。